

世田谷区告示第337号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和8年5月8日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 リハビリデイサービスnagomi桜台店
- 2 事業所の所在地 東京都練馬区桜台四丁目21番1号
- 3 事業者の名称 株式会社nCS
- 4 廃止届受理年月日 令和8年4月21日
- 5 サービスの種類 地域密着型通所介護